

一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構  
試験委員会設置要綱

2022年2月14日制定

(設置)

第1条 一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構会則第11条及び一般社団法人リサーチ・アドミニストレータースキル認定機構研修規程第4条の規定に基づき、試験委員会を置く。

(所掌事項)

第2条 試験委員会は、次の事項を協議する。

- (1) 科目毎に実施する確認テストの内容に関する事。
- (2) その他確認テストの実施に関する事。

(組織)

第3条 試験委員会は、研修委員会が選任した当該分野における知見、経験を有する者(以下「委員」という。)をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員は、1年ごとに半数程度が交代する。

(委員長及び副委員長)

第5条 試験委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、研修委員会委員長が指名する者をもって充てる。

3 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

4 委員長は、試験委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長に事故があるときは、副委員長が議長の職務を代行する。

(委員会)

第6条 試験委員会は、委員の過半数をもって成立するものとし、議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

(事務)

第7条 試験委員会の事務は、この法人の事務局が行う。

附 則

- 1 この要綱は、2022年2月14日から施行し、2022年1月25日から適用する。
- 2 当初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、2023年3月31日まで及び2024年3月31日までとし、委員ごとに別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、2022年8月2日から施行する。
- 2 この要綱施行の際現に改正前の第3条に基づき選任された委員については、改正後の第3条の規定により選任されたものとみなす。